

		種類	償却期間		
			税法上の償却期間	会計上の償却期間	
税 務 上 の 繰 延 資 産	会 計 上 の 繰 延 資 産	創立費	随時償却 可	会社成立後 5 年以内	
		開業費		開業後 5 年以内	
		開発費		支出後 5 年以内	
		株式交付費		交付後 3 年以内	
		社債発行費等		償却期限内	
			公共施設の設置又は改良のために支出する費用		
			(1) その施設又は工作物はその負担した者に専ら使用されるものである場合	その施設又は工作物の耐用年数の 7/10 に 相当する年数	
			(2) (1)以外の施設又は工作物の設置又は改良の場合	その施設又は工作物の耐用年数の 4/10 に相当する年数	
			共同施設の設置又は改良のために支出する費用		
			(1) その施設がその負担者又は構成員の共同の用に供されるものである場合又は協会等の本来の用に供されるものである場合	(イ) 施設の建設又は改良に充てられる部分の負担金については、その施設の耐用年数の7/10に相当する年数 (ロ) 土地の取得に充てられる部分の負担金については45年	
			(2) 商店街等における共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等負担者の共同の用に供されるとともに併せて一般公衆の用にも供されるものである場合	5年(その施設について定められている耐用年数が5年未満である場合は、その耐用年数)	
			建物を賃借するために支出する権利金等		
			(1) 建物の新築に際しその所有者に対して支払った権利金等でその権利金等の額がその建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、實際上その建物の存続期間中賃借できる状況にあると認められるものである場合	その建物の耐用年数の7/10に 相当する年数	
			(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約、慣習等によってその明渡しに際して借家権として転売できることになっているものである場合	その建物の賃借後の見積残存耐用年数の7/10に相当する年数	
			(3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合	5年(契約による賃借期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び権利金等の支払いを要することが明らかであるときは、その賃借期間)	
			電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する費用	その機器の耐用年数の7/10に相当する年数(その年数が契約による賃借期間を超えるときは、その賃借期間)	
			ノウハウの頭金等	5年(設定契約の有効期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払を要することが明らかであるときは、その有効期間の年数)	
		広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用	その資産の耐用年数の7/10に相当する年数(その年数が5年を超えるときは、5年)		
		同業者団体等の加入金	5 年		